

議員提出議案第3号

池田市議会常任委員会及び特別委員会条例の
一部改正について

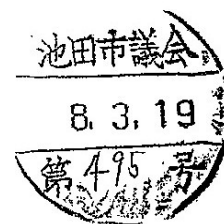
上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第12条第1項及び池田市議会会議規則（平成9年池田市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月27日

提出者	池田市議会議員	下	窄	明
賛成者	同	上	園	部 佳子
	同	上	多	田 隆一
	同	上	小	林 義典
	同	上	安	黒 善雄

池田市議会議長

中 田 正 紀 様



理 由

池田市議会常任委員会の所管を変更するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例（案）

池田市議会常任委員会及び特別委員会条例（平成9年池田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務委員会の項中「監査事務局及び選挙管理委員会」を「選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会」に改め、同表厚生委員会の項中「福祉部及び子ども・健康部」を「健康福祉部及び子ども未来部」に改め、同表土木消防委員会の項中「まちづくり環境部、」を削る。

第17条中「教育委員会の教育長」を「教育長」に、「公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員」を「監査委員、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び固定資産評価審査委員会の委員長」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議員提出議案第3号 参 考

池田市議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前			改 正 後		
第1条（略） （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）			第1条（略） （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）		
第2条（略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。			第2条（略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。		
委員会名	定数	所管	委員会名	定数	所管
総務委員会	6	議会事務局、総合政策部、総務部、市民活動部、 会計管理室、 <u>監査事務局及び選挙管理委員会</u> の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項	総務委員会	6	議会事務局、総合政策部、総務部、市民活動部、 会計管理室、 <u>選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会</u> の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
文教病院委員会		(略)	文教病院委員会		(略)
厚生委員会	5	<u>福祉部及び子ども・健康部</u> の所管に属する事項	厚生委員会	5	<u>健康福祉部及びこども未来部</u> の所管に属する事項
土木消防委員会	5	<u>まちづくり環境部、都市整備部、上下水道部、消防本部及び農業委員会</u> の所管に属する事項	土木消防委員会	5	<u>都市整備部、上下水道部、消防本部及び農業委員会</u> の所管に属する事項
第3条～第16条（略） （出席説明の要求）			第3条～第16条（略） （出席説明の要求）		
第17条 委員会は、審査又は調査のため、市長、 <u>教育委員会の教育長</u> 、選挙			第17条 委員会は、審査又は調査のため、市長、 <u>教育長</u> 、選挙管理委員会の		

改 正 前	改 正 後
<p>管理委員会の委員長、<u>公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員</u> その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第18条～第27条 (略)</p>	<p>委員長、<u>監査委員、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び固定資産評価審査委員会の委員長</u>その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第18条～第27条 (略)</p>